

取締役の議決権排除について

佐

伯

直

秀

目 次

- 第一章 序説 問題点の所在
- 第二章 計算書類承認決議における取締役たる株主
 - 第一節 肯定説に立つ私見の論拠
 - 第二節 結語
- 第三章 取締役の報酬及び賞与金の支払決議における取締役たる株主
- 第四章 取締役の選、解任決議における候補者たる株主
 - 第一節 取締役の選任決議における候補者たる株主
 - 第二節 取締役の解任決議における取締役たる株主
 - 第三節 結語
- 第五章 結語 議決権排除規定適用の基準について

第一章 序説 問題点の所在

そもそも株主である以上、たとえ取締役であつても、当然その議決権を行使できることはいうまでもないのであるが、我商法第二三九条第五項によれば、株主総会の決議について特別の利害関係を有する者は、その議決権を排除されるので、取締役たる株主は如何なる場合に、こゝでいう所の特別利害関係人となるものであるかという問題が起つて来る。というのは後述する如く、第一には、この規定の表現が極めて一般的抽象的であつて、具体的明白性を欠如していること、第二には、この規定を設ける立法政策上の価値について、疑問の点のあること、この両者、相俟つて個々具体的な場合に対する本規定の適用を廻つて、学説が分れて来るからである。換言すれば取締役たる株主は、次の各場合に特別利害関係人となるものか否か、従つてその議決権を排除されることになるのかどうかについて、学説が分れているからである。そしてその各場合としては、一応次の五個の場合が考えられて来る。

すなはち第一に、計算書類承認決議における取締役たる株主。

第二に、取締役の報酬及び賞与金の支払決議における取締役たる株主。

第三に、取締役の行為の検査のための検査役選任決議における取締役たる株主。

第四に、取締役に対する訴を議事とする場合の決議における当該取締役たる株主。

第五に、少しく立場は異なるが取締役の選、解任決議における候

補者たる株主、である（勿論特別利害関係人の問題としては、この外に会社合併決議や会社と株主との間の取引等における問題があるのであるが、こゝでは取締役たる株主のそれを論題としているので省くことにする）。しかし、この中、第三、第四の場合では、これを特別利害関係人なりとしてその議決権を排除することに對しては、学説には異論は見られないの、本論文では、この二個の場合は割愛し、残りの三個の場合についてのみ述べることにする。たゞし紙数の関係もあるので、第一の場合を中心としてこれを（第二章において）述べ、他の二個の場合は要約してこれを（第三、第四の両章において）述べるに止め、そして最後に（第五章結語において）本規定適用のさいの、一応の基準についての私見を述べることにする。なお、論述の都合上、本規定の適用を受けて議決権が排除せられるべきであるとする説を肯定説、その反対の説を否定説と名付け、以下この名称を使用して筆を進めるこにする。

第二章 計算書類承認決議における取締役たる株主

所でこれが問題とされるのは、計算書類は取締役の手元において作成せられ、監査役の監査を経て総会に提出せられるのであるが総会において、一度承認決議がなされると、第二八四条により、取締役には責任解除の効果が発生することになるので、取締役はその決議については特別の利害関係を有する者として、その議決権を排除せられるものと解すべきではないかという議論が起つて来るからである。そしてこれに対しても、従来の通説（註1）は

特別利害関係人の範囲を広く解釈してすなわち、決議により直接権利を得若しくは義務を免れ、または権利を失い若しくは義務を負う者は勿論、これと経済的一体（註2）の関係に在る者をも含むと解釈して、従つて取締役は計算書類の承認決議が行われてから二年以内に別段の決議がないときは、責任解除という免責効果を受けることになるので計算書類承認決議については特別利害関係人となり、その結果議決権を排除せられるとするのであり、また判例もこの説を取つてゐる（註3）。しかしこれには、大隅教授等を中心とする有力な反対説（註4）がある。すなわち、この説によると、取締役の責任解除という効果は、通説のいう如く計算書類の承認という決議の効果ではなくして、それは決議してから二年経過してしかも別段の決議のない場合に始めて発生するというのである。いうなれば、それは二年という除斥期間の効果のためであり、承認決議は、かかる除斥期間の期間進行のための起算点をなすに過ぎないのであって、取締役はこれに対し、特別の利害関係を有するものとはいゝ得ないし、従つてその議決権は排除せられないとするのであり、そして実際界でもこの説を取つてゐる会社の数は圧倒的に多い（註5）のである。

しかしながら筆者は本章においては、飽く迄も後説すなわち取締役議決権非排除説を検討して、取締役は依然として本規定にいふ所の特別利害関係人である。それ故に計算書類承認の決議に当つては、その株主としての議決権は排除せられるべきものであるということを、すなわち前説を支持するものであり、以下これについて述べることにする。ただし本論に入るに先立つて、次の二点をあらかじめ、断わつて置くことにする。すなわちその第一点は計算書類承認決議にさいしては普通、重役賞与金を利益金処分案の項目中に含めて他の決算書類と共に一括決議する（註6）のであるが、この場合については次の第三章で述べるので、こゝでは焦点を絞つて、これを含めない場合のみを対象とすることでありその第二点は、こゝで問題とする所の承認決議は、第二八四条にいう所の、別段の決議を含まない、初めの単純なる承認決議のみを指すことである。というのは別段の決議においては、取締役たる株主が特別利害関係人となるのは当然と考えられる（註7）からである。

第一節 肯定説に立つ私見の論拠

さて否定説は第二八四条の計算書類の承認決議にさいしては、これを提出した取締役は第二三九条にいう所の、特別利害関係人には該当しないので株主としての議決権は排除せられないとするのであるが、その論拠の第一点は既述の如く、第二八四条にいう所の取締役の責任解除は肯定説論者のいう如く、計算書類承認の決議の効果ではなくして二年という除斥期間の効果のためであり、それ故に承認決議は唯、その除斥期間進行の起算点をなすに過ぎないとする所に在り（これを名付けて承認決議除斥期間起算点説とする）さらにその論拠の第二点は後でも触れる如く、そもそもこの特別利害関係人の議決権排除を規定する第二三九条は比較法的にはその立法例は極めて少なく、またその法的効果の点からも疑問の点が多くして必ずしも最善の処置とはいえないとす

の検討を中心として、さらに附加的ともいうべき論拠二点をも加えて次に述べることにする。

(A) 承認決議除斥期間起算説の検討

この説については、大隅教授は次の三個の理由を挙げていられる。

すなわち、その第一は、昭和十三年の規定改正の沿革から来る所の理由である。そしてこれについては同教授は「従来の通説すなわち、肯定説は昭和十三年の改正を顧慮せず無批判的に改正前の規定についての解釈を踏襲する誤りをおかしている」（註8）と断じて後「右の改正前の第一九三条の規定によれば、定時総会において、計算書類の承認をなしたときは公社は取締役に対しその責任を解除したものとみなすとされていてから、責任解除を計算書類の承認決議に附隨する効果と解するには十分の理由があつた。しかし昭和十三年改正の現第二八四条は定時総会において計算書類の承認をなした後、二年内に別段の決議がないときは、会社は取締役の責任を解除したものとみなすとしているのであるから、これを虚心に読む限り、責任解除は二年の除斥期間の効果であつて、決議はその期間の起算点に過ぎないと解すべきことは多く疑をいれないと思う」（註9）としていられるのである。

統いてその理由の第二は、責任免除要件との不均衡である。すなわち、これについて同教授は「法が取締役の責任免除には原則として総株主の同意あることを要するものとしていること（第二六六条第四項）と併せ考へるならば、この場合の責任解除を決議の効果と解することが不当であり除斥期間の効果と解することの

合理的なことを理解するに難くないであろう」（註10）といつていられる。すなわち責任解除を承認決議の効果と解するならば、法は取締役の責任免除には原則として総株主の同意を要するとしてゐるのに對し、この決議は単純多数決で、できるので両者の要件に不均衡を生ずるではないかというのである。

最後にその理由の第三は、承認決議において、責任解除を留保するときは、仮令二年の除斥期間が経過しても、責任解除の効果を生じないことから見れば、承認決議こそは、責任解除の主要原因なりと解しなければならないではないかとする所の、肯定説の主張（註11）を反駁して同教授は「責任解除の留保をなすことができるのは、実は法が責任解除を生ずるまでは何時でも総会の『別段の決議』をもつてこれを阻止することができる旨を定めているからであつて、いわゆる責任解除の留保は計算書類の承認と同時になされうる、かような『別段の決議』にほかならない。それは計算書類の承認決議の内容をなす附款ではなくして、たまたまそれと同時になされる別個の決議である。従つて責任解除の留保をなしうることは、責任解除が承認決議に伴なう効果であるかまたは除斥期間の効果であるかということとは全く無関係である」（註12）といつていられることがある。

以上の三個の理由で以て、大隅教授は、責任解除は計算書類の承認決議に附隨する効果ではなくして、除斥期間の効果であり、決議はその除斥期間計算の起算点をなすに過ぎないと主張しているのである。そしてこの立場に立つ限り、取締役たる株主は大隅教授の主張される如く、特別利害関係人とはならないでその

議決権は当然、行使できるとする所の否定説に立たざるを得ないこととなるのである。

しかしながら、同教授の以上の所説に対しても、次の如き批判を加えられないものであろうか。

すなわち理由の第一たる昭和十三年改正の沿革から来る所の、法解釈への影響に対しては、先づ第一は、責任原因についての判断が株主に取つて容易でないことから予想される即時解除の弊害を考慮して、昭和十三年法は二年の期間を延長するために「二年内に別段の決議なきときは」の字句を挿入する必要に迫られたが、しかしそれでは、「承認をなしたるときは、一年内に別段の決議なきときは」となつて語調が良くないので「承認をなしたる後云々」の字句にしたのではなくらうかという批判であり、続いて第二は、またそうでないにしても元來、規定の沿革は、規定解釈への副次的要素とはなり得ても、一次的要素とはなり得ないという批判である。以上の一、二点の批判で以て、この理由だけでは、肯定説反駁の理由付けとしては十分とはいひ得ないものがあるようと思われるるのである。

次に理由の第二に対するは、責任解除と責任免除との間には区別のあることである。すなわち解除の対象は「不正の行為によらない責任に限り、その効果も計算書類承認決議から二年後に始めて、発生するのに対し、免除の対象となる責任は不正行為によるものをも含み且つ即時消滅の効果が生じうる」（註13）ということであり、また「承認決議によつては第二六六条に定める取締役の責任は免除されない」（註14）ことである。そしてもつと本質

的には、責任免除は既に発生した具体的な賠償責任を、被害者の行為（株主の同意）によつて消滅させるものであるのに対し、責任解除は発生未確定の責任を一般的に不問に附す（註15）ことである。兎に角、两者には本質的な区別のあることである。

最後に理由の第三であるが、この見解に対しても問題が二点ある。すなわち、その第一は、別段の決議により全面的な責任解除保留決議がなされ得るものか否かであるが、これに対しては、学者の中には、これを問題視する（註16）人もないではないが、ここでは一応通説に従つて、問題としないことにして論を進めて行くことにする。次に問題の第二は、大隅教授のいわれる如く、別段の決議で責任解除保留決議を行い、承認決議では責任解除の効果は発生しないとする立場に立つてみても、尚且つ否定説には無条件には賛成し得ないことである。というのは、すべて承認決議をするときは、たとえ単純な承認決議をするときでも、その決議と同時に必ず責任解除保留をするかしないかの決議を当然、行なつているものと解すべきであるからである。勿論、普通は（責任解除をしない）単純な承認決議をするわけであるが、そのときには同時に責任解除保留をしない旨の決議が暗黙の裡に、同時になされたものと見るべきであるのであり、そして、この後者の決議の場合は、同教授も認めていられる（註17）如く、取締役たる株主はその議決権を行使し得ないのである。従つて否定説、すなわち取締役たる株主の議決権は排除せられないとする説に従えば、承認決議にさいしては、議決権行使を許される場合と許されない場合との両面の措置が必要となつて來るのであるが、これは理論

的には勿論、可能であるが實際においては議事手続を徒らに複雑、紛糾化せしむる以外の何者でもないと思われることである。

以上、三点の理由の検討によつて、筆者は承認決議、除斥期間起算点説に対しては賛成し難いものがあるようと思われる。

しかしながら、そうであるからといつて、このことは直ちに、責任解除は通説のいう如く、承認決議の効果なりと速断するわけには、勿論ゆかないのであつて、それ故に、これを裏附ける理由として次の三点を挙げることにする。

そしてその理由の第一点は、計算書類承認の法理的解説より来る所の、理由である。すなわち、この問題を解決するためには先づその前提として、計算書類の承認、換言すれば取締役の作成した計算書類を総会に提出してその承認を求めるということは、法理的には如何なる意味を持つものであるかを解説する必要があるのであるが、これについては吉永教授は、これは民法の委任における受任者の報告義務に由来するとして次の如く述べていられる。すなわち「会社と取締役との関係は、委任及び準委任の規定に従う(第二五四条)ので民法第六四五条によれば、受任者の報告義務があり、すなわち委任者の請求あるときは何時にも委任事務処理の状況を報告し、また委任終了の後は遅滞なく、その顛末を報告しなければならないが、そのさい、報告の相手となる会社の実体は総会であるから、これに報告することになる。たゞ会社法にあつては、民法におけるとは異り、これを企業法的、技術的に処理する必要があり、こゝにその営業年度の計算書類の提出ということになつたと解し得る。けだし、これによつて委任された

事務の状況、経過、顛末が最も明瞭にしかも数字によつて明らかにされるからである。これを総会で了解し、また承認する……事務の処理方針、方法及び具体的の処理状況につき報告しその誠実性を示して本人の承諾が得られれば、委任者はこれを以て満足したと考え、受任者の事務執行の責任が解除となる云々」(註18)と。すなわち受任者の報告に対する委任者の承諾、換言すれば承認により受任者の責任は解除されるというのである。そして、かゝる観点に立つときは、たとい明治三二年法の如き即時消滅ではなくして「二年間に別段の決議なきときは」という条件がついていてもこれは総会の現状に鑑み、即時解除という効果発生を一応停止条件附に延期したに過ぎない、いわば企業運営面よりの考慮と考えられるべき政策的規定であつて結局、承認決議には、前述の吉永教授のいわれる如く、本来責任解除の効果が不離的につ着して発生するものと見ても、差支えはないものと思われるのである。

さらに理由の第二点としては、竿頭一步を進めて、比較法的検討を行なつて考察するときは、第二八四条の承認決議の中には、同時に責任解除を目的とする決議が暗々裡に包含されているのではないかとさえ、考え方させられるものがあることである。勿論、同条の文言のみからは、このことは窺い難いのであるが、これを比較法的に考察すると、そう考え方させられるものがあるのである。すなわち、たとえば独株式法第一〇四条や白耳義会社法第七九条では、計算書類の承認決議すなわち確定決議とは別に、独立の責任解除決議を法定している。すなわち取締役の責任解除のためには、計算書類の承認決議以外に別個の決議を必要とするとし

ているのに反し、我法にはかかる規定のないことである。換言すれば我国では計算書類承認の決議一本であつて、決議後二年の経過を以て当然に責任解除を生ずるものとしているのであるが、このことは我国では承認決議の中には責任解除決議の含まれることを示す積極的な理由とはなりはしないだろうか。他方たとえば、伊太利国民法典第二四三四条では、計算書類の承認決議が責任解除を含まないことを明定しているのに、我法には、これに類する規定のないことが、また我法では承認決議の中に責任解除決議の含まれていることを否定しない消極的な理由になりはしないだろうか。兎に角、我法では責任解除決議なるものは明文化はされていないのであるが、暗々裡に存在するものと考えても差支えはないのではなかろうかと思われる。ということは、承認決議には責任解除なる法律効果が当然（法規定の有無に拘らず）附着して発生するものであることを否定しないものであるということには、ならないだらうかと考えさせられるのである。

さらにこの説（承認決議、責任解除効果発生説）を背後より支援するものとしては、**理由の第三点**がある。すなわち、これは責任解除される範囲如何の点より推論する所の理由である。所で承認決議、除斥期間起算点説に立てば責任解除は計算書類の承認決議の効果ではなくして、二年の除斥期間の効果であると解されるので責任解除を生ずる範囲もまた、承認決議に拘束されることなく、すなわち承認された計算書類自体から知り得べき事項に限ることとする理由はなくして、当該営業年度中の一切の責任が解除されるものとなる（註19）のに反し、この説に立てば、責任解除は承

認決議に附着する効果であると解されるのであり、換言すれば承認決議の拘束を受けるので責任解除を生ずる範囲もまた、承認される計算書類自体から知り得べき事項に当然、限定されることになる。しかし前者に対しても、否定説論者も認めていられる（註20）のであるが、不当に取締役の責任を軽減するものである。故に、たとい計算書類の承認決議後二年内は総会は、何時でも責任解除の効果発生を阻止できること、不正行為による責任については初めから解除を生じないこと（註21）及び計算書類の記載事項またはそれから判識できる事項に限るものであれば、承認による即時解除を認めてよい筈であり二年の期間を置く必要はないであろう（註22）こと等を考慮判断してみても総会における株主と取締役との現況を見るときは、株主による自治的方式のみではその利益保護は充分ではなく、どうしてもそれ以外的方式による方式が望ましくなるのであり、そのためには取締役の責任を強化してその不足を補なうことが必要条件の一つとなつて來るので、取締役の責任を不當に軽減する所の前説には、俄かには賛成し難いものがある。ということは結論または効果の点から、法解釈を推論することになつて、規定解釈の態度としては、必ずしも正道の態度ではないが、これもまた、責任解除を承認決議の効果なりと解釈してもよい、一つの理由には成り得ると思われる所以である。

はないが、これもまた、責任解除を承認決議の効果なりと解釈してもよい、一つの理由には成り得ると思われるのである。

二年の期間の進行を開始せしめるという意味で、その成否は間接的ながら取締役等の利害に關係なしともいゝ得ないことは否定できない。しかし同教授は「かかる間接的關係は問題の外におくべきであろう」（註24）と断定して、第二三九条の議決権排除の対象からは除外すべしとされているのであるが、その適否については次の(B)の検討を俟たねばなるまい。

(B) 議決権排除規定（第二三九条五項）の立法的価値の検討

所でこの規定に対しても、否定説は次の二点の理由を以て、これを限定的縮小的に解釈すべしとしているのである。すなわち、その第一点の理由は、比較法的には、議決権排除の立法例の少ないこと、またその規定を持つている国でも漸次、規定緩和の方向に向つてゐる（註25）ことであり、またその第二点の理由は、本規定を設けることは立法政策上、必ずしも疑問の点なしとしないことである。

それ故に、先づ第一点の理由について検討してみる、成る程、比較法的には議決権排除を規定している立法例は少なく、特に「日本法のように広く議決権排除を定めた立法は諸外国にその例を見ないで、比較的にこれに近いと思われるものは伊一九四二年法（利益の衝突）獨一八八四年法及び一八九七年法（法律行為）位である」（註26）こと。すなわち英米法ではかかる制度は全然、認められていない（註27）し、このことは仏法でも同様である（註28）こと。またかゝる規定を置く国でも漸次、規定緩和の方向に向つてゐる（註29）こと。以上の諸事情よりして本条の規定は、否定説論者のいう如く、できるだけ狭く解釈すべきであるし、

またそうすることが比較法的にも立法史的にも忠実な行き方であるように思われるのであつて、この規定解釈の態度は計算書類承認の決議の場合にも例外であつてはならないよう、一応は考えられるのである。しかしながら、以上の如き、立法例、立法史の流れの中においても、我国のみが依然としてかかる規定を、しかも他に類例を見ない位に厳格な規定を置いて墨守している（特にこの制度をもたない英米法で発達した少数者保護の制度のうち、いくつかの重要なものが取り入れられてゐる昭和二五年の改正法でもこれは変つていいことや、特別利害関係ある株主が議決権の行使より除外せられた場合、決議が著しく不当にしてその株主が議決権を行使したときは、これを阻止し得べかりしものなるにおいては、その株主は訴を以てその決議の取消または変更を請求することを得る旨、昭和十三年に規定された（第二五三条）こと（松田氏は、かかる規定を設けたる趣旨に徴するときは、改正商法は如何なる場合にも、特別利害関係人が決議に参加することを許容せずしてこれを禁止し、しかしこれによつて生ずる不都合は右法条によつて救済せんとするものなりと思惟せられるときれる（註30））。のみならず、一般に議決権排除制度を縮減して來た独株式法でも、その場合をできるだけ狭く解釈し、問題はむしろ決議が結果的に多数決の濫用として公序良俗に違反する場合に、これを理由とする匡正という方法によるべきものとする傾向の強かつた判例学説の傾向に従つて、会社と株主との法律行為に関する決議にさいしての、議決権排除に関する規定は、これを削除しながらも、免責決議や訴訟提起または結了に関する決議につ

いてのみは、尚且つ議決権の排除を認めている（註31）こと。或は現物出資者の議決権排除規定を削除した一九三六年のスイス改正法でも、業務執行に携わる者が理事者免責決議については議決権を行ない得ないとする規定——監査役、支配人たる株主を除く——（第六九三条）のみは存置している（註32）こと。さらにこの制度を全面的に認めていない英米では、計算書類の承認は取締役会の権限であつて、株主総会の権限ではないので同様には考へる訳には行かないこと。

以上の事情を考察すると、広義での免責となる（大森教授は前述の如く、間接的免責となるとされる）計算書類承認の決議だけは尚且つ、議決権排除を必要とするし、これだけは譲り得ない。換言すれば本条の適用を受けて、取締役たる株主は特別利害関係人としてその議決権は排除されるべきものではないかと考えられるのである。

次に**第二点の理由**、すなわち本規定を置くことの立法政策上の価値について検討する。所で本規定には次の如き問題点がある（註33）。すなわち第一に、第一章でも既に触れた如く、この規定の表現が極めて一般的抽象的であつて、いわゆる特別利害関係なるものが法的関係か経済的関係か、直接的か間接的か、関係の厚薄の程度如何などについて、格別明白なより所を示していないため、具体的な問題を生じた場合、それが果して、こゝにいう特別利害関係者に該当するか否か明確を欠く場合が少なくないこと。

第二に、特別利害関係者が必ずしも常に、その特別の利害関係に動かされて議決権を行使するとは限らず、また仮りにこれに動か

されて議決権を行使したとしても、必ずしも当然に不当な決議が成立するとは限らないのに、最悪の事態の可能性を予防するため、当初からその議決権の行使を一率に排除する制度が、果して当を得たものであるかどうか疑問であること。第三に、かゝる制度の下では、特別の利害関係者の数が多数であるために、これを除いた少数の株主によつて決議がなされ、却つて全体として不公正と認められる結果を生ずることがありうる（註34）ことである。勿論、商法は前述の如く第二五三条の規定を以て、その救済を狙っているが、しかし特に、このような極めて特異の対策を必要とすること自体、この制度そのものの当否が反省を要することを物語つてゐること。以上の事情から、我国でも特別利害関係者の議決権を始めから排除するという、いわば一般的、事前の予防の制度よりも始めは議決権を行使させて、そして株主が具体的にその有する特別の利害関係に動かされて議決権を行使し、その結果として不公正な内容の決議が成立した場合に、これを理由としてその効力を争うという、いわば具体的、事後的な匡正乃至救済の制度の方がより適当ではないかとする議論（註35）も少なくないのである。勿論、後者の制度を取るにしても、清水助教授のいわれる如く「利害関係者が参加したがために決議が不公正になつた」ということを認定するのには事実上、かなりデリケートにして困難な問題が残ることは否定できない。しかし（大森教授もいわれる如く）少なくとも現行法のように事前に或株主は特別の利害関係ある者かどうかを認定する建前を取るよりは、事後的に決議の不公正を判断することの方がその困難さは軽減されるのではないか

と思われる」（註37）のである。

以上を要するに結局、立法論としては、この規定を改正してこの制度を廃止するのが或は望ましいことかも知れない。しかしこの制度を維持している現行法の下では、換言すれば規定がいやしくも存在している以上は、止むを得ないので、この規定は成るべく、狭く解釈し且つ直接的な利害関係のみに限定すべきであるようと思われる。しかしながら（この規定を徒らに類推拡張することは絶対にこれを避けなければならないことは勿論であるが）、元来規定が広狭何れにも解釈されうるようなときには、その立法の趣旨に鑑みて再考察することが肝要である。所で本規定は、今さら述べるまでもなく、一般株主の利益を利己的な取締役より保護するに在る。故に、問題は計算書類の承認決議に当り、取締役の議決権を制限し、かかる後第二五三条で取締役たる株主の立場を救済するのと、取締役の議決権を認めて後、第二四七条で一般株主の立場を救済するのとでは、何れが一般株主の利益保護に役立つことになるかどうかということである。しかし取締役以外の一般株主は概して会社の事情に暗く熟意が少ない、いわゆる投資、投機株主が圧倒的であることを考慮するとき、果して第二四七条の規定が活用されうるものか否か疑問である。否少なくとも、取締役たる株主が第二五三条を行使して自らを守る場合に比較してその利用度は少ないものと見なければならない。そのことは第二四七条の存在価値の薄いことを意味し、後者の方では一般株主の利益は救済され難く、換言すれば総会の現況では、否定説のいう具体的、事後的救済手段よりは肯定説の唱える一般的、事前の予防手

段のすぐれていることを示すのであって、このことを考慮するときは、本規定は無制限に広く解することは勿論、避けねばならないが何れにも解されうるような場合には、できるだけこれに包含されるような心組みで、法解釈を進めるべきではないかという結論になる。そしてこの結論は、本章の場合だけに限らず、次の第三、第四両章の場合にも法解釈の基本的前提となるべきものである。要するに、この規定が廃止されれば別だが、厳存する以上はこの計算書類承認決議は、たとい否定説論者の言を認めてみても、前述の如く間接的には免責原因となるのであるから免責という点においても、尚且つ本規定の適用を免れることはできないのではないかと思われる。さらにこの外に、肯定説支持の論拠としては次の二点の論拠を附加的にあげることにする。すなわち、その第一点は

(c) 取締役たる株主に、他の株主並みの公平な議決権行使は

期待できないことである。

すなわち、第一には取締役は総会にかける前に取締役会において、議案について決議をしている筈であること、そして第二には取締役会において、反対した取締役があつたときには、その旨議事録に記載してある筈であり、また議案提出のときに、この旨の報告をするのが忠実義務の要求する所であり、そしてこの者は株主としても、反対投票をするであろうこと。この二つのことが考えられる。そこで問題は吉永教授もいわれる（註38）如く、「既に取締役会において、その上、議事録により賛否の結果が出ているこの上に、さらに取締役が承認決議により一年経てば原則とし

て全員責任解除という効果を生ずる場合に、取締役に株主としての議決権行使させることは実質的にどのような意味があるであろうか。むしろ責任解除という、株主とは別の立場から受ける利益に左右されて議決権行使する可能性が非常に多くて、他の株主並みの議決権行使の公平は期待し得ないのでなかろうか」ということが考えられて来ることである。そしてこれこそ、第二三九条の規定される所以でもあることである。最後に、附加的論拠の第二点は、高田教授もいわれる（註39）所の

(D) 我国では特別利害関係人の票決不参加は明文の有無に拘らず、一般会議体での慣習法となつていることである。

勿論これに対する対しては、株式会社の物的会社性及び營利性の立場より批判もないではないが計算書類を提出した取締役が、その承認にあたり、自己の地位を悪用して私利を図る懸念も絶無ともいひ得ないことは、他の諸団体と変りなく、これを罰則の強化のみにて制することも不可能に近いので、予防的手段として議決権排除を規定する必要は充分にあると思われるのである。

第二節 結 語

以上、前節で述べた所の、(A)の論拠の検討によつて、筆者は計算書類の承認決議は、否定説論者のいう如く、取締役責任解除の除斥期間の起算点と解すべきではなくして、飽く迄も責任解除の発生条件である。すなわち承認決議により責任解除なる効果が発生するものなることを説いて、それ故に、計算書類承認にあたつては、取締役は特別利害関係人として、その議決権を排除せられるものであるとするのであるが、また、たとい一歩譲つてこれを

除斥期間の起算点なりとする反対の立場に立つてみても、間接的にはあるが責任解除の原因となるので、このときは(B)の論拠、すなわち飽く迄も、第二三九条第五項換言すれば議決権排除規定厳存の事実を、前提として法解釈を進めるべきであるとする論拠により、さらには(C)(D)の附加的論拠等によつて、取締役たる株主は特別利害関係人として、その議決権を排除せられるべきものであるとする肯定説に立たざるを得なくなると筆者は思うのである。

第三章 取締役の報酬及び賞与金の支払決議における

取締役たる株主

所で取締役の報酬及び賞与を決定する決議について、取締役は特別利害関係人となるか否か、従つてその議決権行使できるか否かの問題については、肯定説はその理由を、たとえば鈴木教授は「議案を一括して考えて賞与は議案全体として見れば附従的な部分に過ぎないからだとか、会社と世間一般の慣行からいって妥当だと考えられ Justify される範囲のものについては特別利害関係がないといえるからだ」（註40）とし、西原教授は「賞与は会社の経常的な運営に関するものであつて、会社外の取締役の個人的な利益というものではないから」（註41）とし、大隅教授は「役員賞与は取締役が受けるものではあるが賞与金の決定そのものとして見れば利益金の処分であつて社団法的領域に属する事項であり、取締役が会社外の関係において利害関係を有するものとはいえない」（註42）からとされ、また朝山氏は「定時総会に上程される計算書類承認の議案に、取締役の賞与が含めて提案され

るときは個人個人の額が呈示されるのではなく、『役員賞与金〇〇万円』と包括的に表示されていることから、これを取締役を含めた会社経営者団体へ、利益があつたときはその一部をその労者へ分配するという、商法上的一般慣習として、会社の経常的経費の支出としての利益金の処分であると解する。かく解すれば賞与についても、取締役は特別利害関係はないのだといえると思う」（註43）としていられる。

しかしながら、これらの考え方には次の如き二点の理由を以て筆者は賛成し難いものがある。すなわち、その第一点は、大森教授もいわれる（註44）如く、「賞与に関する決議は、議案をそのまま認めるか認めないか、どちらかだけというのではなく、少なくとも理論上は決議において、その議案に出ている額を増減したり修正して決議することもありうるので、単に当初の議案の内容が妥当公正だからということだけで、それに関する決議について、取締役は特別利害関係がないとは、直ちには断定し切れない」と思われることであり、そしてその第二点は、たとい肯定説に従つて議決権排除を認めて、それには法的救済手段のあることである。すなわち取締役を特別利害関係人なりとする事により、取締役は賞与に関する議案につき、その議決権の行使を排除せられるのである。そしてその結果、たとえば賞与を与えるという議案を否決されたり、また利益に比較し一般慣行の例から見て、著しく少額に減額されて可決されるような不利益を受ける可能性もあるのである。しかし、そのときには、第二五三条の救済措置が講ぜられていること、換言すれば、取締役は同条によりその決議の取

消または変更を求めることができるので、否定説のいう、肯定説を取ることによつて生ずる所の、取締役たる株主の不利益の如きは、敢えて問題とはならないことである。

以上の二個の理由を以て、筆者は肯定説すなわち取締役は特別利害関係人となる。従つて取締役たる株主は、その議決権を排除されるとする説を取るものである。

第四章 取締役の選、解任決議における候補者たる

株主

これについては学者の中には、石井教授（註45）や水田氏（註46）等の如く、取締役の選任決議にさいしては、特別利害関係人とはならない。従つて議決権は排除されないとしながらも、他方その解任決議にさいしては、特別利害関係人となつて、その議決権は排除せられると解する議論（筆者も結論的には、そう解釈するのであるが）もあるので、本章では、これを二つに分けて述べることにする。

第一節 取締役の選任決議における候補者たる株主

これに対しては、従来の通説（註47）は取締役の選任決議において、一般的に「取締役選任の件」として議題にのせるならば、事実上は、特定の候補者が存在しているにしてもその事実上の候補者は特別利害関係人には該当しないが「特定の株主を取締役に選任するの件」として正式に特定明示して議題にのせ、その者の選任の可否だけを議題にする場合には、その特定の株主は特別利害関係人になると解釈している。

しかしながら、かゝる考え方に対しても、大隅、大森、鈴木等の各教授も批判していられる（註48）如く、多くの問題点がある。すなわち、その第一は、特定株主を候補者として議題に氏名を表示するか否かという形式の相異によつて、特別利害関係者か否かが決定されるというのは、実質上合理的な理由に乏しいのであり（註49）、余りにも機械的すぎるし、また株主が自ら取締役になるということと、自らの代りに意中の者を選任するということには差異は存しない（註50）こと、さらに、たとい正式に候補者として議題にのせられていても、法律的には事実上の候補者にしか過ぎずして、他の者に投票することも可能である（註51）のであるから、この両者を区別して考えることは正当でない（註52）ことである。統いてその第二は、株式を所有するのは、企業経営にも参加する目的を有する場合が多く、また株式会社においては、株式を特に多数所有することは企業支配ができるのを本質としている（殊に、改正前に存していた所の、一株以上を所有する株主の議決権は、定款でその一一株以上の株式についての議決権を制限し得ること、または株式の譲受を株主名簿に記載した後、六月を越えない株主にはその議決権がないとするなどを認めていた旧第二四一条第一項但書が改正法によつて削除せられて、一株一票主義の徹底化に進んだことは、さらにこれを裏附けるものといえる（註53））のであるから、その経営の任に当る取締役の選任に参加するのは当然であり不当ではないことである。そしてこれは大株主による取締役選任に対しては、少数株主からも取締役を選任し得る累積投票の制度が認められている現行法の解釈

としても、これは是認せられてもよいのではないかと考えられるのである。またその第三は、証券取引法に基く委員会規則第一三号により、上場会社の取締役選任は候補者の氏名を、あらかじめ通知し、その賛否の委任状を取ることになつてゐるから実際問題として取締役全員が任期満了のための、改選のさい、これが全員（一五、六名の場合も珍らしくなく、これら取締役所有の合計株式数は相当の大量である場合が多い）が特別利害関係人として決議に加わり得ないと、それこそ第二章でも述べた如き少數の株式所有者が取締役選任を左右する不都合な結果を生ずる場合も起るのであり、このことも考慮に容れる必要のある（註54）ことである。勿論、これには第二五三条の救済措置もあるのであるが、たとえこの措置があつたにしても充分な救済は困難であり、事を徒らに紛糾させるだけのものである。さらにその第四は、累積投票の場合については、株主が自ら自己に投票することを得ないとする学説は見られない（もしそのような解釈を取れば、累積投票の存在意義は失われる（あるが）それとの兼ね合いからしても、通常の決議による取締役選任に当つて、選任予定者乃至候補者を特別利害関係人とみることは妥当でないと思われる（註56）ことである。最後にその第五は、もしこれを特別利害関係人なりとした場合に、その者が発行済株式の過半数を有するときは、たとえその者の議決権行使を制限してその者が取締役となることを防止し得ても、他の者を候補者に立てればその者（最初の候補者）が反対の議決権行使を行使して選任決議を成立させないことが予想され、結局、取締役の選任が不可能になるという不合理な事態

も生ずることを注意しなければならない（註56）ことである。

以上、五個の理由を以て、筆者は通説の議決権排除肯定説には賛成できないものがある。勿論、たとえば並木助教授もいわれる（註57）如く、「その選任決議によつて、決議以前に定まつてい

る特定人が、取締役たる地位を取得するのであるから、その特定株主は、その決議について一般株主と違つた特別の利害関係のあることを否定できない」ことは事実である。しかしながら「取締役として誰を選ぶか」ということは、株主が株主として有する利益に基いて決定すべき問題であり、株主の企業出資者として有する本質的権利であつて、株主としての立場を離れた個人的利害関係のある事項ではなく、各株主に共通せる利害関係である（註58）ことを考へるべきである。

以上を要するに、大森教授のいわれる（註59）所の、「たとえば、定員の最低の員数はあるから別に補充する必要はないのだが余裕があるから何某を追加的に取締役にしようか」というような形で議案が出た場合は別」として（というのは、この場合は「いわば何某という具体的な人その人の信任を問う決議であるから、別の者に投票しても無効で、何某の選任に賛成か反対か、どちらかしかない」からである）、これら以外の場合は、鈴木教授等もいわれる（註60）如く、「株式会社といふのは、資金を沢山出し、株式を沢山持つていれば、それで経営に当れるということが株式会社の基本原理だと思う。株主たる地位を基礎にして会社の経営に参加するという問題は、特別利害関係以前の問題だと考へていのではないか」ということがいえるのではないか。換言す

れば取締役の選任決議においては、上述の例外的場合を除いては取締役たる株主は凡べて、特別利害関係人とはならないで、従つてその議決権は排除されないものと考えるべきものであると思われる。

第二節 取締役の解任決議における取締役たる株主

これについては通説及び判例（註61）は、解任は選任の場合と異なつて、常に特定人について生ずるのであるから、その解任の対象となる取締役は特別利害関係人である。従つてその議決権は排除せられるべきものであるとしている。

所で、この通説、判例の考え方に対しでは、先づ西原教授は「国会などでも、当該大臣の信任が問われたときには、その大臣自身が議員として投票権を行使している。取締役就任の場合などは、やはり会社の経営担当者として会社全体のために働く適任者を定めるわけだから、その候補者とか何とかいうものを離れて考えなければならない」（註62）とし、統いて鈴木教授は「解任決議の規定が第二五七条にある。あの規定の第三項で解任決議が成立しなかつたなら、解任の訴をして行けるということは、実は、当該取締役も決議に参加することによつて解任ができなくなつてしまふのを救済するためだ、というふうに考へるのが筋が通るのではないかという気がする」（註63）としていられる。また大隅教授は「要するに、多額の資本を提供している大株主が、その資本を基礎にして自ら、経営者の立場に立つのは、株式会社の機構としては当然のことで、その者を取締役の選任または解任決議から排除しようとする解釈は不合理だ。あるいはその結果、生ずる

ことのある実際的不都合に備えて第二五三条の規定が設けられているということが多いわれるかも知れないが、どうも考え方が逆のようだ」（註64）とされ、さらに菱田助教授は「我商法の下では解任は取締役の責任追及を意味するものではなく、会社支配の維持乃至争奪の問題であり選任の場合と同様、全株主の利益に共通せる問題であり、解任の対象たる取締役も特別利害関係人に当らないと考える」（註65）としていられるという風に強い反対説がある。

しかしながら筆者は、次に述べる如き論拠で以て、取締役の解任決議においては取締役たる株主は特別利害関係人である。従つてその議決権は排除せられるべきものであるとする所の、通説、判例の立場を取るものである。すなわちその論拠の第一は、取締役の解任決議の法理的解明より来る所の論拠である。成る程、菱田助教授のいわれる（註66）如く、「取締役解任決議は実質的には会社支配権の維持乃至争奪の手段」である。しかしながら法理的には飽くまでも、水田氏のいわれる（註67）如く、「その者の取締役としての業務を総会が評価してその者を適任でないと認め、これに対する監督権の発動として行うこと」である。しかるが故に「監督を受ける立場に在る者が自ら監督権の行使に参加することは不合理であつて監督権の適正な行使は期し難い」のである。「すなわち、かゝる場合こそ特別利害関係人が決議に参加することによつて、不公正な決議の行われるのを防止しようとする第二三九条第五項を適用すべき典型的な場合といわれなければならない」ことである。その論拠の第二は、本説を取つた場合にも、なお法的救済の手段が残されていることである。すなわち本説を取ることにより、換言すれば当該取締役はその議決権を排除せられることにより、著しく不当に解任決議がなされるという可能性が起つて来る。しかしかゝる場合でも第二五三条によれば、訴を以てその決議の取消、または変更を請求することができることである。所がこれが選任決議の場合であれば、或る者が単なる候補者とされていた場合であろうと、またその者を取締役に選任するか否かを議題とした場合であろうとを問わず、その者を取締役に選任することを否決した決議がたとえ著しく不当に行われても、当該候補者が第二五三条により、その決議の変更を求める余地は、当該決議の性質上、全くないといつてよい。すなわち、両者の場合に、利害関係人が議決権を行使し得なかつたことに伴う救済手済の有無は、当該利害関係人に該当する者の範囲を決定するに当つても考慮しなければならない重要な事項と考えられるべきであろう（註68）ことである。その論拠の第三は、本説を取つても（本説を取ることにより、当事者たる株主の議決権は、取締役選任決議のさいには排除されず、解任決議のさいに排除されるという不均衡を生ずることになるのであるが）、なお且つ、兩決議の間には実質的には著しい法的不均衡は生じないであろうと思われる事である。というのは兩決議の間には、先づ第一には解任決議においては、それが不当に行われた場合、たとえ当該取締役が第二五三条による救済を求めることができなくても、尚、第二五七条第一項但書の規定により損害賠償を請求する余

地があるので、選任決議のさいには、これが認められないこと。統いて第二には「第二五七条第二項によれば、解任決議は特別決議によらなければならず、それ故に発行済株式総数の過半数に当る株式を有する株主の出席が要求されるのであるが解任の目的たる取締役が過半数の株式を有するときは当該総会に欠席することによつて、解任決議を不成立に終らしめ得べく、『このことは果して立法者の予想した所か否か疑わしく、総会の取締役解任権の余りにも大きな制限となり過ぎるよう感じがする』（註69）のであるが、かかることも選任決議のさいには解任決議の場合程顕著ではない」（註70）こと、以上二つの相違点があるので、たとい選任決議のさいには排除されない所の、該当株主の議決権を、解任決議のさいには、これを排除しても、両者の間に存する、この不均衡は実質的には問題とするには足らないであろうと思われるからである。

第三節 結 語

以上、第一、第二両節において述べ来たつた如く、筆者は本章の問題に対しては、これを取締役選任決議と解任決議との二つの場合に分け、先づ前者すなわち選任決議においては、取締役たる株主は（第一節で述べた如く）、従来の通説の立場を取らずして原則としてその議決権行使を認むべきであると考える立場を取るのであるがこれに反して、後者すなわち解任決議の場合においては（第二節で述べた如く）通説、判例の立場と同じく（その論拠は異なるが）、その議決権は排除されるべきものではないかという立場を取るものである。

第五章 結語 議決権排除規定適用の基準について

以上、取締役の議決権排除の問題については、換言すれば取締役たる株主が第二三九条第五項のいわゆる特別利害関係人に該当するか否か、従つてその議決権を排除せられるべきものであるか否かの問題については、学説上問題とされ得る数個の場合について、これを考察検討してみたのであるが結局、第一には、この議決権排除なる規定を置く立法政策上の可否の論議は暫らく置いても、前述の如く我現行法制上は他国法制に類例を見ない位に迄、厳格な規定を置いて墨守しているのであるから、一応はこれを前提として法解釈を進めるべきである（しかしこのことは、この規定を徒らに拡張解釈せよと主張すべき論拠にはならないことは勿論であり、筆者もこのような態度を取るのではないことは前述した）、第二には、具体的事例への、本規定適用に当つては、一方では、たとえば第二章の計算書類承認決議や第四章の取締役解任決議等において行なつて來たように、抜本的にその法理的解明を行なうと共に、他方では、利害関係人たる当事者がその議決権を行使し得なくなつたことに伴なう不利益救済の法的手段の有無やその援用の難易、またはそれの惹起する、いわゆる法的衡平の有無やその程度等を比較考量する必要のあることである。そして、この二つの観点に立脚して、この問題、すなわち取締役たる株主が特別利害関係人に該当するものであるか否か、従つてその議決権は排除せられるべきものであるか否かの問題は、個々の事案毎に検討して決定すべきものであると思う。

【註】

一八社は「行使し得ない」とする回答であつた（朝山著「前

掲書」八二、一八一～一八三頁）。

註 1 田中誠二著「新会社法論」二四〇頁。田中誠二著「コンメンタール会社法」六〇九～六一〇頁。松田二郎・鈴木忠夫著「条解株式会社法」二〇六～二〇七頁。松田二郎著「新会社法概論」一四九頁。田中耕太郎著「改訂会社法概論」（下）三六〇頁。野津務著「新会社法概論」一四九頁。伊沢孝平著「註解新会社法」三九五頁。並木俊守著「精説会社法」二六四頁。味村治著「營業報告書の法的考察」（実務株式会社六講）一四〇頁。高田源清著「計算書類の特別利害関係人」（企業会計九卷五号）八五三頁。吉永栄助著「計算書類」（株式会社法講座III）一五〇九頁。

註 2 「かく解きざれば特別の利害関係を有するものは自己」と

経済的一体をなす他の者へ株式を譲渡し以て該規定を潜脱するに至る」（松田著「株式会社の基礎理論」六五八頁）。

註 3 昭和二八年三月九日東京地判、下級民集四卷三号三六八頁。

註 4 大隅健一郎著「企劃会社法論（中）」一八六頁。同著「改訂会社法概説」一五九～一六〇頁。「株式会社における計算書類の承認」（会社法の諸問題）二三〇～二三一頁。大住達雄著「商法と会計」二四〇頁。石井照久著「改訂商法I」二八三～二八四頁。西原寛一著「会社法」二三八頁。大森忠夫著「議決権」（株式会社法講座III）九〇九～九一〇頁。朝山豊三著「株主総会の法律実務」八〇頁。

註 5 回答のあつた七二社中、五三社は「行使し得る」とし、

註 6 田中等著「前掲書」四三七頁。並木著「前掲書」二六四頁。大隅著「前掲論文」三二〇頁。大隅・西原・鈴木・大森著「株主総会」（ジュリスト選書）（以下ジュリスト選書と略す）八五頁。

註 7 大隅著「前掲論文」三一九頁参照。

註 8 9. 10. 12 大隅著「前掲論文」三三七～三三八頁。

註 11 田中等著「前掲書」四三七頁。並木著「前掲書」二六四頁。

註 13. 15 竜田節著「取締役の責任解除について」（商事法務研究No. 26）二三二頁。

註 14 吉永著「前掲論文」一五〇六頁。

註 16 別段の決議について通説（大隅「前掲論文」二一八頁）。

松田・鈴木著「前掲書」四〇二頁によれば、責任を追及する決議、責任を解除しない旨の決議をいうのであるが、前者すなわち取締役に対して責任を追及する。従つて損害賠償を請求する趣旨の決議だと、この場合は通常の賠償責任の存続期間中における請求権の行使に当るものとして問題は少ないが、後者すなわち責任を解除しない旨の決議については竜田助教授は問題である（竜田「前掲論文」二三五頁）とし、特に計算書類承認決議にさいしてなされる責任解除保留決議は問題なりとしていられる。すなわち「責任全般について解除の留保ができるとすれば、広い責任に対応した早期消滅原因

としての責任解除制度の意義が減殺される。即時に解除の効

果を生じていた旧法時代ならば、あるいは、このような決議

を認める必要があつたかも知れないが消滅迄に二年の期間が

おかれている現行法の下では、その必要はない。株式会社の

複雑さを考慮しても運送人や倉庫営業者の消滅時効（一年）

と比べて二年の期間は短くなく、だから全般的に責任解除を

保留する旨の決議は取締役に対する不信任意思の表明として

の意味しか持たず、しかも不信意思の表明は解任決議に逆行

かなくては無意味なりとして責任解除の効果には影響ないも

のと解すべきである」と。

註17 大隅「前掲論文」二二九頁。ジユリ選書八四頁。同旨、
石井著「前掲書」二八三頁。

註18 吉永「前掲論文」二五〇六一五〇七頁。

註19 大隅「前掲論文」二二〇頁。松田・鈴木著「前掲書」二
二二頁。吉永「前掲論文」一五〇六頁。田中等著「前掲書」

六一二頁。

註20 21 大隅「前掲論文」二二〇頁。

註22 竜田「前掲論文」二三五頁。

註23 24 大森「前掲論文」九一三頁。

註25 大森「株主総会における特別利害関係者の議決権排除」
(民商法三五卷六号)六〇四頁以下。参照。

註26 竜田「株主の議決権排除」(法学論叢六四卷三号)五一
頁。

註27 Stevens, On Corporations 1949, P.567. Ballantine,

On Corporations, 1949, P.401

註28 大森「前掲論文」(民商法)八一一頁。

註29 大森「前掲論文」(民商法)八一六頁以下。

註30 松田著「前掲基礎理論」六五九頁。

註31 大森「前掲論文」(民商法)八一六頁。

註32 たゞし同法の理事者免責決議には計算書類承認決議は含
まれない一大森「前掲論文」(民商法)八一七頁参照。

註33 35 大森「前掲論文」(民商法)八〇五頁。「前掲論文」
(論座)九〇八頁。

註34 大隅著「株式会社法変遷論」二三五一三六頁。

註35 「前掲ジユリ選書」七三頁。鈴木著「前掲書」一一四頁
大森「前掲論文」(民商法)八〇五頁。

註36 清水新「議決権行使を停止される特別利害関係者」(商
事法務研究 No.45)二九九頁。

註37 吉永「前掲論文」一五〇九頁。

註38 吉永「前掲論文」一五〇九頁。

註39 高田「前掲論文」八四九頁。

註40 41 42 「前掲ジユリ選書」八六一八七頁。

註41 朝山著「前掲書」八一頁。

註42 「前掲ジユリ選書」八八頁。

註43 石井著「前掲書」二八三頁。

註44 「前掲ジユリ選書」八八頁。

註45 石井著「前掲書」二八三頁。

註46 水田耕一「取締役選任決議における候補者の議決権行使
の可否」(商事法務研究 No.70)一八一九頁。

註47 松本蒸治著「日本会社法論」二六〇二六一页。田中等
著「前掲書」四三七頁。田中誠一著「新会社法論」二三九一
頁。

二四〇頁。間連吉著「株主総会論」一二五頁。松田著「前掲書」一三四頁。田中耕著「前掲書」三六〇頁。西本寛一著「株主総会論」五〇頁。石井、大住対談「新会社法の問題点」八三頁。

註48 「前掲ジュリ選書」七八頁以下。石井著「前掲書」二八三頁。大森「前掲書（講座）」九〇九頁。野間繁「株主の議決権とその行使」（法律論叢一七卷五号六〇〇頁）。大隅「いわゆる株主の共益権について」（松本紀念論集）一五八頁。菱田政宏著「株主の議決権と会社支配」三九頁。

註49 大森「前掲論文」（講座）九〇九頁。

註50 菱田著「前掲書」三九頁。

註51 石井著「前掲書」二八三頁。

註52 朝山著「前掲書」七八頁。

註53 清水「前掲論文」二頁。

註54 朝山著「前掲書」七九頁。

註55 石井著「前掲論文」二八頁。

註56 水田「前掲論文」一八頁。

註57 並木著「商法論点」（会社法）一七九頁。

註58 菱田著「前掲書」三九頁。

註59 「前掲ジュリ選書」七九頁。

註60 「前掲ジュリ選書」八一頁。

註61 石井著「前掲書」二八三頁。間著「前掲書」一二五頁。田中等著「前掲書」四三七頁。東方正雄著「改訂会社法学」二六四頁。河村鉄也著「株主総会の研究」一八三頁。田中誠二著「会社法」二三三頁。松本著「前掲書」二六一頁。

Wirtschaft 1936, S. 188

註62 「前掲ジュリ選書」八一頁。

註63 64 「前掲ジュリ選書」八二頁。

註65 66 菱田著「前掲書」四〇頁。

註67 68 永田「前掲論文」四二頁。

註69 青木定行氏も、取締役の選任に定足数を定める現行法には反対されている（青木著「取締役解任論」二六六頁）

註70 水田「前掲論文」四三頁。

野間「前掲論文」六〇〇頁。西本著「前掲書」四九頁。東京控訴昭和一五年四月三〇日、新聞四五九六号八頁。神戸地判昭和一〇年一二月一七日、新聞三九五〇号一九分。東京地判昭和八年七月一七日、新聞三五八七号一八頁。Fisher, Die